

山梨工業会関西支部会則(最終案)

第1章 総則

第1条 この会の名称は、山梨工業会関西支部とする。

第2条 この会は、会員相互の親睦を図り、山梨工業会の支部として活動する。

第2章 会員について

第3条 この会の会員は関西地区（大阪、京都、兵庫、滋賀、奈良、和歌山）内に在住もしくは在勤する山梨工業会の会員とする、そして、関西地区外の山梨工業会会員ならびに山梨県・山梨大学関係者で特に参加を希望するものは 役員会で決め、総会の承認を得て会員とする。

第3章 役員 および 職務

第4条 この会に次の役員をおく。

支部長	1名
副支部長	
理事	事
監事	事

第5条 役員の選出方法

支部長	理事の互選によって選出する。
副支部長	理事の互選によって選出する。
理事	会員の中より互選によって選出する。
監事	会員の中より互選によって選出する。

第6条 役員の任期は西暦奇数年4月1日から翌々の西暦奇数年3月31日の2年間とする。本人の意思に基づき退任を妨げ無い。

第7条 役員の職務は次の通りとする。
支部長は支部を代表し、総会を召集するとともに支部の会務を処理する。
副支部長は支部長を補佐し、不在の場合は代行する。
理事は役員会を組織し、会の業務を執行する。
監事は財産の状況、業務の執行の状況を監査する等の職務を行う。

第8条 役員とは別に、支部長からの諮問に応えるためにアドバイザーを置くことができる。

第4章 総会

第9条 総会は年1回開催する、また、必要に応じ臨時総会を開催することがある。
なお、緊急に臨時総会を開催できないときは、事前にHPに掲載しメールによる連絡で総会に替えることができるものとし、結果については、速やかに関西支部のHPに掲載する。
総会は、予算及び決算に関する事項、事業計画に関する事項、その他支部の運営に関する重要な事項を審議決定する。総会の議決は出席者の3分の2以上の賛成をもって決する。

第5章 会計

第10条 この会の経費は、寄付金及び他の収入をもって充てる。
この会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

第6章 雑則

第11条 この会則の改廃、変更は総会において出席者の3分の2以上の賛成による議決によらなければならない。

第7章 付則

第12条 本会則改正は2003年10月19日の総会議決により、議決日から施行する。
本会則改正は2007年7月12日の臨時理事会にて一部改正、議決。
本会則改正は2007年10月14日の総会議決により、議決日から施行する。
本会則改正は2019年1月25日の理事会にて一部改正、議決。
本会則改正は2019年8月20日の理事会にて一部改正、議決。

この会の設立は、昭和20年（1945）12月16日である。
